

## 監査措置公告第5号

平成22年12月3日付け22監第47号で提出した平成22年度定期監査（前期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

### 平成22年度定期監査（前期）の結果に関する措置について

平成26年3月17日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 岡本憲治

東かがわ市監査委員 楠田敬



1 対象となる監査  
平成22年度定期監査（前期）

2 措置事項

### 指摘および改善を求める事項

1. 各出先機関個別事項

【市民部環境衛生室所管】

○大内クリーンセンター

・旧町引継備品（レジ）については、「東かがわ市物品管理規則第16条」により備品の標識を、表示されたい。

【改善等措置の状況】

備品標識を表示した。

・収入の適正な管理を継続させるため、レジを新しく購入する際には、連番の入ったレシートが作成できる機器が望ましい。

【改善等措置の状況】

計量器と連動してレシートを作成する機器を導入した。

・危機管理については、マニュアルを作成することが望ましい。

【改善等措置の状況】

検討中である。

○小海クリーンセンター

・旧町引継備品（レジ）について、「東かがわ市物品管理規則第16条」により備品の標識を、表示されたい。

【改善等措置の状況】

備品標識を表示した。

・白鳥クリーンセンターのファックスを、小海クリーンセンターに配置場所の変換をしている。備品保管簿において、その旨の記載変更をされたい。

【改善等措置の状況】

備品管理上の移管手続きを行い、備品保管簿を整理した。

・危機管理については、マニュアルを作成することが望ましい。

【改善等措置の状況】

検討中である。

【市民部人権推進室所管】

○人権センター大内交流館

・切手受払簿記載については、切手残数と一致しなかった。切手使用時には、必ず受払簿

の記載をされたい。

**【改善等措置の状況】**

単純なミスで残数が一致しなかったのが今後はこういったことが無いように、なお一層チェックに努める。

・遊具は、職員による目視を定期的に行っているとのことであるが、今後は、点検記録簿を作成し、毎月の点検記録を付けられたい。

**【改善等措置の状況】**

記録簿を作成し点検記録をつけていく。

・今年度より「学びの会」として、児童の学力アップに合わせて、人権教育推進のためのカリキュラムを行っていることは、時代のニーズにかなっており、また隣保館本来の目的に通じているものと考えられる。今後も継続されたい。

**【改善等措置の状況】**

出来る限り継続していく。

○人権センター引田交流館

・学習会については、来年度からの学校区再編に向け、その存続問題が注目されている。宿題等学習だけでなく、挨拶、掃除当番など、ソーシャルスキルを伸ばす教育に創意工夫されており、登録者は、児童39名、生徒5名の合計44名となっている。今後は、所管室及び教育委員会等の連携により、児童・生徒の受け皿になるべき事業を、模索、検討していただきたい。

**【改善等措置の状況】**

子どもだけでなく大人も取り込んで地区内外の人々が交流目的で自由来館できる様々な事業を展開できる方向性を見い出していく。

**【市民部子育て支援課所管】**

○引田児童館

・平成21年度購入備品（平成22年3月31日購入テレビ）について、平成21年度末物品現在高報告書にて、報告されていなかった。また、平成21年度購入備品エアコンについては、備品保管簿の物品出納員確認印の押印依頼漏れがあった。今後は、報告前に、備品保管簿及び物品現在高報告書との照合をされ、備品の整備に努められたい。

**【改善等措置の状況】**

平成22年度末現在高報告書に記載した。物品出納員の確認印を押印依頼し押印した。今後備品の整備に努める。

・来年度からは、引田児童館では、放課後児童クラブ事業は実施しないことになっているため、施設の有効利用を含め、新たな役割が注目されている。18歳までの子どもが対象である事業については、教育支援センターと、対象年齢者が一致しており、連携した新事業への取り組みなどを、今後の検討課題にされたい。

**【改善等措置の状況】**

平成 23 年度からニコニコデー（幼児、小中学生にいろいろな遊びを提供）、歌とお話タイム、パソコンデーなどを毎月開催。強化事業として、なかよし教室の実施回数を拡充した（隔週金曜日を毎週金曜日開催）。教育支援センターとは必要に応じて連携をとる。

○平和保育所

・平成 17 年 7 月 15 日に購入備品のデジタルカメラについて、現物と備品保管簿の型式が合致しなかった。早急に対処され、適切な備品管理に努められたい。

**【改善等措置の状況】**

備品保管簿に記載されていたカメラが出てきたので保管している。

・北門が開閉しにくい状況であるが、学校区再編による相生小学校閉校に伴い、使用頻度等を確認され、修繕方法について、今後検討されたい。

**【改善等措置の状況】**

鉄工所に依頼し修理した。現在はスムーズに開閉している。相生小学校閉校に伴い利用者はほとんどいないが、不審者対策のため門は閉鎖している。

・現在行っている相生小学校のプール借用については、継続使用の可否等、来年度以降の措置について、関係課と十分に協議のうえ、適切な対応をされたい。

**【改善等措置の状況】**

平成 23 年度に予算計上し、備品としてプールを購入した。

○小海保育所

・検食用冷凍庫（平成 8 年度購入備品）について、監査当日より 1 か月半前くらいから、温度設定等についての不都合が生じている。修理等の対応を、検討されたい。

**【改善等措置の状況】**

検食用冷凍庫は、購入後 10 年以上経過し、部品もなく修理不能のため、平成 23 年度に予算計上し、平成 23 年 5 月 20 日に検食用冷凍庫を備品として購入した。旧検食用冷凍冷蔵庫は廃棄処分した。

・今年度より、「サポートファイルかけはし」の運用を始め、香川県東部養護学校と連携を取り、保育の充実及び市立保育所保育士のスキルアップの場につながっているとのことであり、今後も継続されたい。

**【改善等措置の状況】**

平成 23 年 8 月 1 日開催した特別支援教育研修会で、昨年度から取り組んでいるサポートファイル「かけはし」についての報告を、連携訪問等で香川県東部養護学校教諭の指導を受け、職員の共通理解により充実した内容を発表することができた。平成 23 年度以降も保護者の協力のもと職員研修を深め、サポートファイル「かけはし」を継続していくことで、子どもの成長と職員のスキルアップにつなげている。

○湊保育所

・足踏み式オルガンについては、使用頻度、年式、危険性について再度調査され、設置場所等、今後の使用についての検討をされたい。

**【改善等措置の状況】**

2階ベランダに置いてあったオルガン（備品台帳には記載なし）は、まだ使用可能だったので倉庫にて保管する。（各保育室には有）

・切手残数と、切手受払簿残数記載が合っていなかった。切手は使用する時、必ず受払簿の記載をされたい。

**【改善等措置の状況】**

切手保管管理については、切手が封筒からこぼれないようにし、（切手が袋から机の引き出しにこぼれていた）その都度記載する。

・平成21年度より始められた保護者の交流の場「すまいるひろば」や今年度より職員スキルアップの場として取り組んだ「家族援助セミナー」については、今後も積極的に取り組まされたい。

**【改善等措置の状況】**

すまいるひろば、支援セミナーについては、引き続き実施している。

○福栄保育所

・平成22年6月10日購入備品のパソコンについて、備品保管簿の物品出納員確認印の押印依頼漏れがあった。すみやかに押印依頼し、備品保管簿の整備に努められたい。

**【改善等措置の状況】**

パソコンは備品保管簿の捺印依頼を出納に提出し捺印した。

・今年度より、「やまびこ新聞」の発刊を始め、地域の方に配付し、保育所と地域の交流に役立てられている。今後も継続して取り組まされたい。

**【改善等措置の状況】**

「やまびこ新聞」発刊を継続し、地域との交流に努めている。

○中筋保育所

・市内保育所で唯一の一時保育を行う保育所として、緊急に保育を要する子どもに安心な保育環境を、提供できているようである。今後は、より充実したものとなるように取り組まされたい。

**【改善等措置の状況】**

一時保育利用者に対して、その日の子どもの様子や保育内容を簡単に口頭や紙面で知らせ記録を残している。今後も安心した保育環境・現場であるよう努めたい。

○西町保育所

・遊具の安全点検表の不良箇所の記載の後に、修理完了日と、修理済みの記載を、されたい。

**【改善等措置の状況】**

遊具の安全点検表に不良箇所の記載の後に修理完了日と修理済みの記載をするようにした。

- ・育児のつどい「ほほえみ」の活動メニューの中に、保護者同士の意見交換の場（茶話会）を取り入れており、その試みについては、今後も継続してほしい。

**【改善等措置の状況】**

育児の集い「ほほえみ」の意見交換の場として、茶話会を取り入れている。

○町田保育所

- ・施設の安全点検簿については、修理済みの記載はできているが、修理依頼箇所、依頼日、修理完了日の記載をされたい。

**【改善等措置の状況】**

安全点検簿は、修理箇所、依頼日、修理完了日を記載するよう全職員に周知した。

- ・平成24年度からの幼保一体化について、相互職員交流等尽力している。

**【改善等措置の状況】**

措置不要

**【教育委員会学校教育課所管】**

○給食センター

- ・「東かがわ市給食センター安全衛生点検マニュアル」については、今後、危機管理分野について追加され、より充実したマニュアルとされたい。

**【改善等措置の状況】**

平成19年7月1日付で作成している「学校給食における食中毒発生時の対応マニュアル」に準じて対応している。

- ・学校給食費の金額については、値上げ及び、その滞納対策を視野に入れ、「地方自治法第14条第2項」にあるように条例に定め、また規則において、その詳細を定めておくことが望ましい。

**【改善等措置の状況】**

県内他市町で条例化している公共団体はない。本市においても、現段階では条例化するまでの必要はないと考えている。ただし、金額の明確化及び徴収方法に関しては、定める必要があると考え、平成23年2月に「東かがわ市学校給食費徴収規則」を制定し、既策定済みの「東かがわ市学校給食費の滞納処理に関する事務取扱要領」と併せて運用している。

- ・今年度より、「東かがわ市学校給食用物資選定委員会設置要綱」に従い、安価で良質な物資の公平な選定に努力されたことは、評価できる試みであると言える。併せて、地産地消推進に努力されたい。

### 【改善等措置の状況】

#### 措置不要

#### ○教育支援センター（ふれんど教室）

- ・切手受払簿と、切手の残枚数が合っていない。切手受払簿の様式については、送付先、使用者等の記載できる様式にされることが望ましい。

### 【改善等措置の状況】

送付先、使用者等が記載できる様式に変更した。

- ・複写機については、リース契約終了のものが、設置されており、現在使用中とのことである。業者と連絡を取り、処置について検討されたい。

### 【改善等措置の状況】

業者に引き取ってもらった。

- ・育成センターが市役所大内庁舎に配置替え後の空きスペースを、通級生の教室に使用し、また公民館の不用備品の座布団を利用するなど、節約した環境整備に努められている。エアコンがないので、今後の教室使用頻度調査のうえ、設置について検討をされたい。

### 【改善等措置の状況】

ふれんど教室は3部屋あり、2部屋はエアコンが設置されている。残り1部屋に関しては、利用頻度が少なく現段階においては必要ないと判断している。

### 【教育委員会生涯学習課所管】

#### ○歴史民俗資料館

- ・貸出図書の紛失または破損の場合、同じ書籍での弁償、その貸出図書が廃版書籍の場合は、同一作家の他の書籍で、弁償を求めているため、その貸出図書（備品）が現在あるものと、合致していないケースがある。速やかに備品整理簿と照合し、合致していない備品の廃棄及び登録を行われたい。

### 【改善等措置の状況】

平成21年度に行ったとらまる図書館との図書館システムの統合により、現在同システムにて図書を管理している。図書館システム上の管理状況と備品保管簿との照合作業を行った。

- ・貸出図書の紛失または破損について「東かがわ市物品管理規則第20条第1項」の報告をする場合においては、貸出利用者からの申出文書についても、物品管理者（所属長）の決裁を受けられたい。

### 【改善等措置の状況】

資料紛失等届にて決裁を得ることとした。

- ・寄贈については、今年度分は完了しているが、平成15年度～平成21年度までの寄贈品の未整理分が、約500件残っている。「東かがわ市歴史民俗資料館資料取扱要綱の第4条及び第5条」を遵守され、早期に整理の完了をされたい。



**【改善等措置の状況】**

平成 22 年 8 月から資料整理作業ボランティアを募り、平成 23 年 1 月からは緊急雇用創出事業により臨時職員 2 名を雇用し資料整理を進めた。これにより平成 22 年度に『東かがわ市歴史民俗資料館収蔵資料目録第 8 号』を発行した。

・ 歴史民俗資料館所属の学芸員は、平成 15 年度以降は 1 名体制であるため、企画展、寄贈資料の整理に苦慮している。今後は、資料整理知識のノウハウを持ったボランティアの育成に努められ、また学芸員資格を持つ嘱託職員等の採用を検討され、より多くの来館者、リピーターが訪れるような歴史民俗資料館を目指されたい。

**【改善等措置の状況】**

資料館運営に関するボランティアについては、平成 22 年 8 月からボランティアによる資料整理作業を実施し、企画展示コーナーにおいても歴史民俗資料館と文化財関係団体との共同展示を開催している。歴史民俗資料館友の会や文化財関係団体との協力を進めていくこととする。

○とらまる図書館

・ 施設の点検巡回記録表については、担当者印の押印ができる様式にすることが、望ましい。

**【改善等措置の状況】**

押印できる様式に変更した。

・ 備品保管簿については、旧町引継備品についても、その型式など、わかる範囲で記載しておくことが望ましい。

**【改善等措置の状況】**

旧町備品の型式などを備品保管簿に記載した。

・ 平成 22 年 6 月 28 日開催の「東かがわ市図書館協議会」にて、「とらまる図書館資料収集基本方針」及び「とらまる図書館資料選定収集基準」を決定し、基準の明確化に努めた。今後はその基準に従い、今一層図書の充実のために努力されたい。

**【改善等措置の状況】**

措置不要

以上